

告 示

河合町告示第 10 号

固定資産課税台帳の縦覧について

地方税法第416条第1項の規定による平成28年度の固定資産税台帳の縦覧期間は、下記のとおり定めました。

よって、地方税法第416条第3項の規定により縦覧の場所、及び縦覧期間を公示します。

平成28年4月1日

河合町長 岡井 康德

記

縦覧期間

自. 平成28年4月 1日 (金)

至. 平成28年5月31日 (火)

縦覧場所

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号

河合町役場 1階 税務課